山口県工区分割発注先抜け方式実施要領

平成23年 3月14日制 定 令和 3年 1月 4日最終改正

1 趣旨

この要領は、県が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事。以下「工事」という。)及び業務委託(測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の委託。以下「業務」という。)について、県内業者の受注機会の確保を図るため、工事(業務)を複数の工区に分割して同時に発注し、一つの工区の入札で落札者となった者は他工区で落札者とならない旨の条件を付して発注する「工区分割発注先抜け方式(以下「先抜け方式」という。)」を実施するに当たり、必要な事項を定める。

2 実施に当たっての留意事項

契約担当者は、次の事項を総合的に勘案の上、先抜け方式を実施するものとする。

- (1) 県内業者の受注機会の確保につながること
- (2) 安全管理上問題がないこと
- (3) 現場への進入路の問題等支障がないこと
- (4) 地域住民等への影響等支障がないこと

3 入札条件の設定

入札条件として、次の事項を明示するものとする。

- (1) この入札は先抜け方式によるものであること
- (2) 分割発注した工区に係る入札の開札は同一日に行うこと
- (3) 落札決定の順
- (4) 先行工区の入札で落札者となった者のした他の工区についての入札は無効として取り扱うこと
- (5) 何らかの原因により、発注した工区のいずれかの入札が同一日に執行できなくなった場合は、当該工区の入札は先抜け方式の対象から除外されるものとすること

4 落札決定までの手順

- (1) 入札は、「山口県電子入札実施要領」に基づき行うものとする。
- (2) 先抜け方式により分割発注した工区(以下「分割発注工区」という。)に係る入札の開札は、同一日に行うものとする。
- (3) 開札後、全ての分割発注工区について一旦落札保留するものとする。
- (4) 落札決定は、入札条件で示した順に行うものとする。ただし、一部工区の入札を中止した場合は、当該工区の入札はなかったものとみなし、落札決定順を繰り上げ、手続を続行する。

5 低価格入札となった場合の取扱い

(1) 契約担当者は、開札後、分割発注工区のいずれかにおいて、「山口県低入札価格調査実施要領」又は「山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領」における調査対象者(以下「調査対象者」という。)がいる場合、各要領に基づく低入札価格調査を実施した後に落札決定するものとする。

- (2) 分割発注工区のうち、複数工区で調査対象者がいる場合は、並行して低入札価格調査を進めるものとする。
- (3) 事情聴取対象者が落札決定順の前後の工区において同一の場合、落札決定順が後の工区の事情聴取対象者は、次順位の者とすることができるものとする。

分割発注工区が3工区以上ある場合も同様に事情聴取者が前後の工区で重ならないよう、落札決定順が後の工区の事情聴取対象者は順次、次順位へ繰り下げることができるものとする。

6 入札経緯及び入札結果表の記載について

先抜け方式において、先行工区の入札で落札者となったために他工区の入札が無効となった場合、入札経緯及び入札結果表の記載については、「摘要」欄に「先行工区落札のため無効」と記載するものとする。

附則

- この要領は、平成23年4月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用する。 附 則
- この要領は、平成25年4月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用する。 附 則
- この要領は、平成28年4月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用する。 附 則
- この要領は、令和3年1月4日から施行する。